

9月に開催しました

〈はあと多摩〉ひとり親グループ相談会 『エニアグラム』～9つの性格タイプ論～自己理解を深めてみませんか

2023年9月2日、はあと多摩多目的室で『エニアグラム』～9つの性格タイプ論～自己理解を深めてみませんか』を開催しました。エニアグラムはグループ相談会で大変人気があるテーマの一つです。最初に自分のタイプを導き出す作業を行い、その後9つのタイプの違いを学びました。途中タイプ別に分かれて話し合う時間を設けたところ、「同じタイプの方の発言に共感しかなかった」というご意見が何人からも挙がり、どのグループも大変話が盛り上がっていました。また交流会では、「日頃なかなか話題にできない離婚についてお互いに

ずばり聞いて良い機会になった」という感想もいただきました。終了後も同じタイプの方同士お話が尽きない様子で、名残惜しそうに帰っていかれました。

はあと多摩では、一年間に10回、土曜日午後の3時間で「ひとり親グループ相談会」を行っています。この会は、ひとり親の方に興味を持っていただけるようなテーマを介して共に学び、話し合いを通してひとり親同士で交流できる場です。あなたもぜひ一度、ひとり親グループ相談会へお越しください。

私たちはひとり親家庭を応援します！

〈はあと〉では、ひとり親家庭それぞれの事情に合わせた相談や支援を行っています。

- 1 就業相談・就業支援・職業紹介
- 2 生活相談
- 3 養育費相談
- 4 離婚前後の法律相談
- 5 グループ相談会
- 6 離婚前後の親支援講座
- 7 面会交流支援

生活のことならはあと

安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、面会交流支援を行っています。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	●	●	○	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-20:30

こちらでは②③④⑥が利用できます
詳しくは ☎03-6272-8720



JR「飯田橋駅」東口 徒歩5分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A5出口 すぐ
地下鉄各線「飯田橋駅」A2出口 徒歩5分

仕事のことならはあと飯田橋

ひとり親家庭の就業に関する相談を行っています。応募書類の作成と添削、面接対策、適職診断、マネー相談などの支援を受けることができます。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	○	○	○	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-20:30

※面接相談は月～土(予約制)

こちらでは①が利用できません
詳しくは ☎03-3263-3451



JR「飯田橋駅」東口 徒歩7分
大江戸・有楽町線「飯田橋駅」A2出口 徒歩7分
東西線「飯田橋駅」A5出口 徒歩4分

生活でも仕事でもはあと多摩

はあと多摩では、生活に関する相談も仕事に関する相談もお受けします。養育費についての相談や離婚前後の法律相談、面会交流支援、グループ相談会なども行っています。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	○	○	○	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-19:30

こちらでは①②③④⑤⑦が利用できます
詳しくは ☎042-506-1182



JR「立川駅」北口 徒歩5分
多摩都市モノレール「立川北駅」徒歩4分

東京都ひとり親家庭支援センターではメールマガジンを配信しています。

「お役立ち情報」「イベント・セミナー情報」をメールで配信しています。ご希望の方はお気軽に登録してください。ひとり親家庭のご友人などにもご紹介ください。

登録はこちらから [東京都ひとり親家庭支援センター](http://www.haat.or.jp/) ▶ <http://www.haat.or.jp/>



*本事業は東京都からの委託を受け、一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会と認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが運営しています。(令和3年10月より)

ひとり親家庭を応援する情報紙

はあと通信

2023年10月
No.37

ひとり親と子どもたちが安心して明日に向かう東京
はあと
www.haat.or.jp/

今号のテーマ

知って安心！ 子どもにかかるお金 受け取れるお金

清水 香
CFP® 1級FP技能士 社会福祉士
消費生活専門相談員資格
自由が丘産能短期大学兼任教員



子どもの成長は親の喜びですが、一方で20年前後にわたりお金もかかり続けます。どのように準備したらよいか、お悩みの方も多いため。

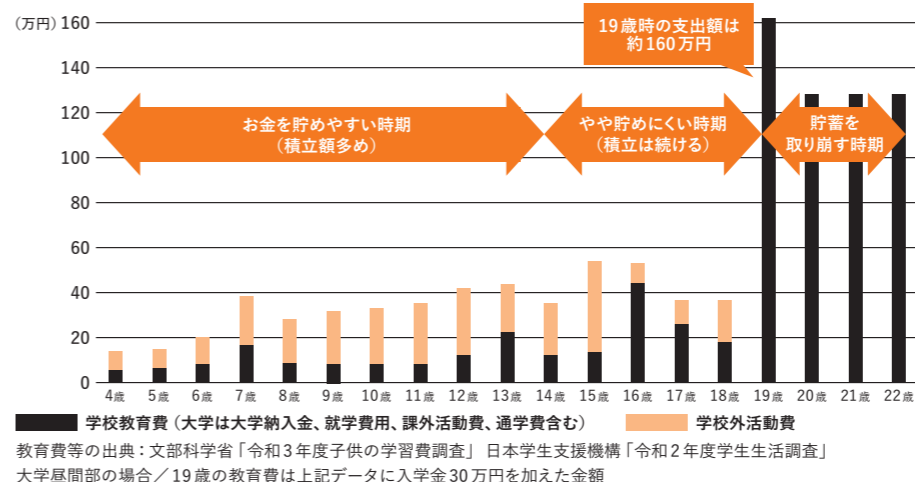
今号ではみなさんから多くいただくお金のお悩みについて、清水先生にお答えいただきました。

Q1 この先の一番の心配は子どもの教育費です。どれくらいかかりますか？

A 進学コースによりますが、多くは大学入学前後が負担のピークです。家計のやりくりだけでは難しいので、早めの情報収集と準備で乗り越えましょう。

子どもの成長とともに、待たなしにかかる教育費。いつ・どれだけお金がかかり、どのように準備を進めればよいでしょうか。まず、4歳から22歳までの1年毎にかかる平均的な教育費を時系列で把握してみましょう。時系列で見ると、いつ、どの程度の教育費がかかるのか、お金を貯めやすいのはいつなのか、そして今何をすべきかが見えてきます。

高校まで公立、自宅から私立大学に通う場合の1年あたりの教育費



3～5歳まで幼稚園・保育園の利用料は無償、小・中学校は義務教育で授業料や教科書代はかかりません。ただし、中3になると、高校受験に向け塾などの学校外教育費が膨らむピークに。高校から授業料や教科書代は有償ですが、就学支援金による授業料支援があります。ここでは、家計で教育費をやりくりするのが基本となります。ピークは大学入学前後にやってきます。初年度は学校納入金などで約160万円、あとの3年間は年約130万円の負担に(受験費用含まず)。家計のやりくりだけで乗り越えるのは難しいので、この時を目標に、時間をかけてお金をコツコツ貯めていくのが基本となります。あわせて、給付奨学金にエントリーしたり、貸与奨学金を借り入れたりして対応する選択肢もあります。早めの情報収集でしっかり準備を進めていきましょう。

Q2 教育資金を上手に貯めるには、どうしたらよいですか？

A お金を貯めやすいのは中学生まで。できるだけ早く積み立てを開始しましょう。習いごとは本人の意向をふまえほどほどに。多すぎるとお金も貯めにくくなります。

授業料や教科書代がかからない小学生のうちはお金の貯め時。手当の一部または全部をうまく積み立てに回すのがポイントです。誕生時から児童手当をすべて貯めると200万円ほどになります。18歳までの子どもを対象に月5000円を給付する、東京都独自の「018サポート」の給付が2024年1月から始まります。これもあわせて積み立てれば、18歳時に300万円ほどが貯められることになり、心強い金額になります。

「児童手当」+「018サポート」で約300万円貯められる！

児童手当 (所得制限未満の世帯が対象)	誕生月の翌月～3歳の誕生月まで 3歳誕生月の翌月～中学卒業相当年齢	1万5000円×36か月＝54万円 1万円×146か月＝146万円
018サポート	誕生月の翌月～高校卒業相当年齢	5000円×218か月＝109万円
貯蓄総額	309万円	

教育資金を確実に貯めるには、生活費口座とは別の教育資金用の預金口座を児童手当の振込口座とし、手を付けないこと。あわせて親の意向による子どもの習い事はほどほどに。習い事が多すぎると、家計のみならず子ども自身に負担がかかることもあります。

※2024年度生まれの第一子の場合

Q3 小・中学生のうちは負担が少ないとはいえ、給食費や教材費など日々の負担があり、修学旅行などの費用が掛かることも気になります。



A 義務教育中は、学校に納める費用などの支援を受けられる就学援助があります。忘れず手続きを。

小・中学校の子どもがいる生活保護受給世帯、またはそれに準ずる世帯は、「**就学援助**」で学用品や給食費、修学旅行費などの支援を受けられます。忘れずに手続きをしましょう。
支援を受けられる費目や、申請時期は各区市町村で異なります。

いったん費用を負担してから後で入金を受ける流れが原則ですが、入学前に必要な費用を支給する自治体もあります。年度の途中で親が失業するなどして家計が急変したときにも利用できます。

「就学援助」(小・中学生)

対象になる世帯は?	経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者 (=児童扶養手当受給者、生活保護の利用者、またはそれに準ずる人など)
補助対象になる費用は?	ノートや鉛筆などの学用品費、給食費、修学旅行費、体操着やジャージ、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、校外活動費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費 など
申請時期は?	区市町村により異なる
受付窓口は?	小中学校の事務室や区市町村の学務課など

※制度は各区市町村で異なる。詳細は居住地の小中学校や区市町村役場に問い合わせを



文部科学省
「就学援助のお問合せ先」

Q4 長男が私立高校への進学を希望していますが、授業料が気になります。



A 世帯年収約910万円未満の世帯は、国公私立を問わず高校授業料の支援が受けられます。一定所得以下の世帯には、学用品等の支援である「奨学のための給付金」もあります。

東京都では国公私立を問わず、高校から「**高等学校等就学支援金制度**」による授業料支援が受けられます。支給額は国公立か私立かで異なり、国公立に通う世帯年収910万円までの生徒は年額約12万円の授業料相当額が無償に、私立に通う世帯年収910万円までの生徒

には約48万円が支給されます。世帯年収が910万円以上であっても、私立に通う多子世帯の生徒には約6万円が給付されます。学校から案内があるので、手続きをしましょう。

国・東京都の高校授業料支援「高等学校等就学支援金」

【東京都の授業料支援の内容(全日制)】

保護者等の 年収目安 <small>※参考。世帯構成で異なる</small>	約270万円未満 (住民税非課税又は均等割のみ世帯)	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上の多子世帯 (23歳未満の子3人以上)
高等学校等 就学支援金 (国・都合計の支援額)	国公立約12万円			国公立授業料半額
	私立約48万円			私立約6万円

・例年4月・6月頃に学校で申し込み。新入生のいる世帯は手続きにより年額の4分の1の早期支給が可能 (2023年度の金額)

一定所得以下の世帯には、3～15万円程度の教科書代や教材費等の支援が受けられる「**奨学のための給付金**」もあります。世帯の状況や進学先により給付額が異なり、就学支援金とは別途手続きが必要です。

東京都教育委員会
「高等学校等
就学支援金事業について」



東京都私学財団「私立高等学校等
授業料軽減助成金事業」



国公私立問わず学用品・修学旅行費などを支援「奨学のための給付金」

【東京都の奨学給付金制度(全日制)】

所得区分	年間給付額	
	国公立(奨学のための給付金)	私立(奨学給付金)
生活保護生業扶助受給世帯	3万2300円	5万2600円
住民税非課税・住民税均等割のみ世帯	世帯構成員の状況により11万7100円または14万3700円	世帯の構成員の状況により13万7600円または15万2000円
家計急変世帯	家計急変月の翌月1日から3月までの月数について、年額を月割した分を給付	

・例年6～7月頃に学校等で申し込み ※就学支援金とは別に手続きが必要

Q5 中3になると、高校受験に向けた通塾費用や受験費用の負担が重くなると耳にし、気になっています。

A 東京都の「受験生チャレンジ支援貸付事業」の利用を検討しましょう。通塾費用や受験費用の無利子貸付を受けられ、学校教育法に規定する高校や大学等に入学すると返済は免除されます。

中学生になると、高校受験のため通塾する生徒が増えます。通塾費用は最低でも月2～3万円程度で、夏期講習や直前講習、模擬テスト代などが別途かかることもあります。

こうした負担を軽減できるのが、**東京都の独自制度「受験生チャレンジ支援貸付事業」**です。塾・各種受験講座・通信講座の受講料・受験料の無利子貸付を受けられ、学校教育法に規定する高校や大学等

に入学すれば、所定の手続き後に返済が免除されます。対象は都内に1年以上在住する一定所得以下世帯の中3、高3などの生徒です。

無料で学習指導を受けられる「無料塾」、自治体やNPO等が実施する「学習支援事業」を利用する選択肢もあるので、自治体のWebサイトや地域情報を調べてみましょう。

塾受講料・受験料を支援「受験生チャレンジ支援貸付事業」

概要	中3、高3等が対象の塾や各種受験講座、通信講座の受講料、受験料について、都内に1年以上在住する一定所得以下世帯向けの無利子貸付。学校教育法に規定する高校、大学等に入学すると、所定の手続き後に返済免除となる
対象者	高校や大学等の中退者、高校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等も対象(中3で利用後、高3で利用も可能)
学習塾等受講料	20万円を上限に貸付
受験料	高校受験 上限2万7400円 大学等受験 上限8万円を上限に貸付
窓口	区市町村の社会福祉協議会



東京都
「受験生チャレンジ
支援貸付事業サイト」



Q6 大学の入学金や授業料を負担するのはかなり大変そうです。どう乗り越えたらよいでしょうか。



A 授業料免除と返済不要の給付奨学金がダブルで受けられる「**修学支援新制度**」が大きな助けになります。選考では本人のやる気が重視されるので、あきらめずに申し込みましょう。

最大で年約70万円の大学等の授業料免除、および年約91万円の給付型奨学金を受けられるのが**日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」**です。住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の学生が対象で、世帯年収に応じ、全額支援、2/3支援、1/3支援があります。

2024年度からは、子ども3人以上の多子世帯、および理工農系学部の間所得世帯(世帯年収600万円程度)の学生が1/4支援の対象

になる見込みです。
修学支援新制度は、春および秋の2回の申込み時期が設けられており、高校在学中にも申し込むことができます。また、親の失業や死亡など、家計急変で学費の納付が厳しくなった際にも随時申し込むことができます。事態発生から、原則3か月以内の申し込みが必要なので、困った事態に陥りそうな時には、すぐ学生課に相談しましょう。

「給付奨学金」+「授業料減免」を受けられる日本学生支援機構の「高等教育の修学支援新制度」

家計収入や資産に関する基準に加え、成績による要件がありますが、この制度では面談やレポート等を通じ、本人の意欲や努力がより重視されます。あきらめずにチャレンジしましょう。

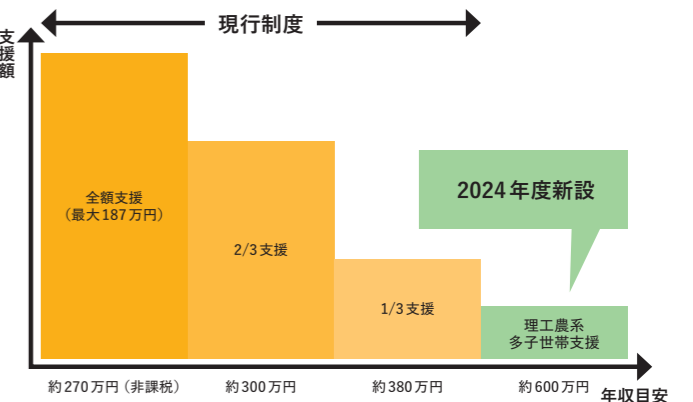
このほかにも、奨学団体や大学、自治体等が実施する給付奨学金がたくさんあります。奨学金検索サイトなどで探してみましょう。



政府広報オンライン
「高等教育の修学支援新制度」



日本学生支援機構
「高等教育の修学支援新制度」



・4月と9月に在学している学校で学生本人が申請。生計維持者の死亡・失職など家計急変時はいつでも申し込める

支給要件

成績と家計、資産について要件を満たす必要がある

対象者の基準	対象になる要件
学業成績に係る基準	1年次：高校等の評定平均値が3.5以上など 2年次以上：GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属することなど
家計に係る基準	【収入上限】家族が本人と給与所得者のひとり親の場合、年間収入金額402万円以下の世帯が対象(事業所得者の場合、年間所得金額が272万円以下)。※大学入学後に申し込む場合のめやすの金額。家族構成等により異なる
	【家計急変の事由】生計維持者の死亡・傷病による就労困難・失職・災害による被災による収入減少など
	【資産】生計維持者2人の場合：2000万円未満、1人の場合1250万円未満 ※資産とは預貯金や有価証券で、貯蓄型生命保険や不動産は含まない